一　貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」という。）第十八条第三項の規定による講習
1　名称
坂本自動車株式会社
2　主たる事務所の所在地
東京都台東区日本堤二丁目三十六番十号
3　講習の種類
基礎講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）
二　安全規則第二十三条第一項の規定による講習
1　名称
坂本自動車株式会社
2　主たる事務所の所在地
東京都台東区日本堤二丁目三十六番十号
3　講習の種類
基礎講習及び一般講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第二号に掲げる一般講習をいう。以下同じ。）
三　安全規則第二十四条第一項の規定による講習
1　名称
坂本自動車株式会社
2　主たる事務所の所在地
東京都台東区日本堤二丁目三十六番十号
3　講習の種類
基礎講習及び一般講習
四　安全規則第三十一条第二項の規定による講習
1　名称
坂本自動車株式会社
2　主たる事務所の所在地
東京都台東区日本堤二丁目三十六番十号
3　講習の種類
基礎講習
四　管理の期間　平成二十五年二月十四日から本協定の存続する日まで

○北海道開発局告示第五十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月十五日から一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月十五日

北海道開発局長　関　博之

一　道路の種類及び路線名	道路の位置	縦覧場所
一般国道三百三十六号	北海道浦河郡浦河町字西幌別から同道様似郡様似町字西町まで	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部
〃	北海道様似郡様似町字西町から同町大通り二丁目まで	〃
〃	北海道様似郡様似町大通り二丁目から同町字冬島まで	〃
〃	北海道様似郡様似町字冬島から同町字旭まで	〃
〃	北海道様似郡様似町字旭から同道幌泉郡えりも町字笛舞まで	〃
〃	北海道幌泉郡えりも町字笛舞から同町字新浜まで	〃

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所
氏　名　ＫＤＤＩ株式会社　建設本部長　山森　誠司
住　所　東京都千代田区飯田橋三丁目一一番一一号
三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容
「道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載
四　管理の期間　平成二十五年二月十四日から本協定の存続する日まで

○北海道開発局告示第五十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月十五日

北海道開発局長　関　博之

一　(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百三十号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
札幌市南区定山渓国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署二〇九七林班い小班から同市南区定山渓国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署二〇九八林班い小班まで	前	三一・一四～一二〇・五三メートル	〇〇・二六五キロメートル
	後	三二・四五～一二〇・五三メートル	〇〇・二六五キロメートル

二　(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百三十三号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
留萌市大字留萌村字幌糠一八四八番三から同市大字留萌村字幌糠一八四三番まで	前	二三・二七～三一・六五メートル	〇〇・一七四キロメートル
	後	三一・三四～六二・〇三メートル	〇〇・一七四キロメートル

三　(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百三十八号及び二百三十九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道紋別郡湧別町信部内五六番から同町信部内六〇番まで	前	四六・五〇～七〇・五〇メートル	〇〇・〇八七キロメートル
	後	六五・五〇～七〇・五〇メートル	〇〇・〇八七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第六十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月十五日

北海道開発局長　関　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五号及び二百二十九号	小樽市塩谷二丁目五五七番一地内	北海道開発局及び同局小樽開発建設部
三十八号及び三百三十六号	釧路市鳥取大通二丁目二番一〇地内	北海道開発局及び同局釧路開発建設部
二百七十五号	北海道雨竜郡幌加内町字幌加内一〇三七番二八地内	北海道開発局及び同局旭川開発建設部

供用開始の期日　平成二十五年四月十五日